



令和2年12月23日（水）岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
医療整備課	医療整備係	安藤 正信	内線 2535 直通 058-272-8267 FAX 058-278-2623
感染症対策 推進課	感染症対策 第一係	居波 由紀子	内線 2543 代表 058-272-1111 FAX 058-278-2624

年末年始の救急医療体制について

多くの医療機関が休診となる年末年始（12月29日（火）から1月3日（日））の救急医療体制について情報提供します。医療機関等の都合により内容が変更する場合があります。

※最新の情報については、岐阜県ホームページを参照ください。

岐阜県庁ホームページ>組織でさがす>医療整備課>年末年始の救急医療体制（令和2年度）

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/117997.html>

記

1 年末年始（12月29日から1月3日まで）の救急医療体制について

別紙のとおりです。

2 子ども医療電話相談（#（シャープ）8000）について

小さなお子さんをお持ちの保護者の方が、休日・夜間の急なお子さんの病気にどう対処したらよいのか、病院の診療を受けたほうがいいのかなど、判断に迷った時に、看護師（必要に応じて小児科医師）に電話で相談ができます。

相談時間：12月28日 18:00 ～ 1月4日 8:00（24時間対応）

電話番号：局番なしで **#8000**（プッシュ回線・携帯電話（NTTdocomo、au、SoftBank））
または **058-240-4199**

【通常（年末年始以外）の相談時間】

月曜～金曜日 18:00～翌朝8:00
土曜日・休日 8:00～翌朝8:00

- ・相談は無料ですが、電話料金は相談者のご負担となります。
- ・あくまで電話による相談であり、診療を行うことはできません。
- ・保護者の目から見て、お子さんの症状が明らかに重篤・重症と思われるときは、119番で救急車をご利用ください。

3 発熱等（発熱、せき、だるさなど）の症状がある場合の相談・受診方法

- ・外出を避け、まずは、かかりつけ医等の身近な医療機関に、電話相談してください。
- ・かかりつけ医を持たない場合や、相談先に迷う場合等は、「受診・相談センター」、または「電話相談体制整備医療機関」に相談してください。

各機関の連絡先等については、岐阜県ホームページを参照ください。

岐阜県庁ホームページ>岐阜県 新型コロナウイルス感染症に関する情報>お知らせ>

県民のみなさまへ>発熱等の症状がある場合の相談・受診方法

<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/covid19/25920.html>

1、2の情報は、次のホームページでもご覧いただけます。

岐阜県救急・災害医療情報システム（ぎふ救急ネット）<http://www.gg.pref.gifu.lg.jp/>